

県指定文化財の現状変更等許可の状況について

令和8年2月1日～令和8年6月30日の間に、現状変更等許可申請書を収受した県指定史跡・名勝江ノ島ほか10件について、次の表記載の理由から条件を付して許可しましたので、報告します。（実施場所等の詳細は別紙参照）

項番	文化財の名称 及び申請者等	現状変更 申請の内容	許可日・ 予定期間	【許可理由】及び【許可条件】
1	史跡・名勝 江ノ島 (対象地) 藤沢市片瀬海岸一丁目8番16号 (所有者) 江ノ島電鉄株式会社 代表取締役社長 黒田 聡 (申請者) 同上	サイネージ設置	(許可日) R8. 3. 23 (予定期間) R8. 1. 5 ～ R8. 2. 19	【許可理由】 ○ 災害時の避難情報等、施設案内の強化のためサイネージを設置するものである。掘削を伴わず、周囲に調和する意匠となるよう配慮しており、景観への影響は軽微であると判断される。 【許可条件】 ◆ 現状変更の許可を得ず施工したことから、今後、神奈川県文化財保護条例の趣旨を尊重し、再びこのようなことが起こらないよう十分に注意するとともに、事前に藤沢市職員（史跡・名勝担当）と十分な協議を行うこと。
2	史跡・名勝 江ノ島 (対象地) 藤沢市江の島 (所有者) 神奈川県知事 (申請者) 藤沢市長	マンホール蓋の交換	(許可日) R8. 5. 26 (予定期間) 許可日 ～ R9. 3. 31	【許可理由】 ○ 指定地内の下水道の維持管理のため、老朽化したマンホール蓋の交換工事を行うものである。掘削を伴うものの、周知の埋蔵文化財包蔵地に該当していないことから、地下遺構への影響は軽微であると判断される。 【許可条件】 ◆ 施工にあたっては、藤沢市職員（史跡・名勝担当）の立会いを求めること。
3	史跡 吉井貝塚を中心とした遺跡 (対象地) 横須賀市吉井一丁目573-1外 (所有者) 横須賀市 (申請者) 横須賀市教育委員会教育長	土砂流出防止柵設置	(許可日) R8. 3. 2 (予定期間) 許可日 ～ R8. 3. 31	【許可理由】 ○ 指定地の南側斜面の山裾において、園路へ土砂が流出したため、土砂流出防止柵を設置するものである。鋼管を地表下約1.4mまで打設するが、申請地では岩盤が確認されているため地下遺構への影響は軽微であり、設置部材に木目調のプラ模木を用いる等、景観への影響も軽微であると判断される。 【許可条件】 ◆ 施工にあたっては、横須賀市教育委員会職員（埋蔵文化財担当）の立会いを求めること。

4	史跡 河村城跡 (対象地) 足柄上郡山北町 山北字城山2173番 外 (所有者) 山北町 (申請者) 個人	テント等設置	(許可日) R8. 4. 10 (予定期間) R8. 4. 24 ～ R8. 4. 25	【許可理由】 ○ マルシェの開催に伴い、テント及びタープの設置のため、金属杭（ペグ）15cmの打設を行うが、遺構面まで保護層を35cm以上確保している。また、イベント実施に伴う設置は2日間であり、事業実施後に撤去する一時的なものであることから、地下遺構及び景観への影響は軽微であると判断される。 【許可条件】 ◆ 施工にあたっては、山北町教育委員会職員（埋蔵文化財担当）の立会いを求めること。
5	天然記念物 大和のシラカシ林 (対象地) 大和市上草柳 1712、1713、 1722、1723 (所有者) 個人 (申請者) 大和市長	剪定	(許可日) R8. 2. 18 (予定期間) 許可日 ～ R8. 3. 31	【許可理由】 ○ 枝葉が隣接する遊歩道、車道に延伸しているため剪定するもので、落枝により、歩行者や車の安全な通行に支障をきたす恐れがある。シラカシ林の育成への影響は軽微であり、安全管理・維持管理上、やむを得ないものと判断される。 【許可条件】 ◆ 実施にあたっては、大和市職員（天然記念物担当）の立会いを求めること。
6	天然記念物 ギフチョウとその生息地 相模原市緑区（旧藤野町全域） (管理者) 相模原市 (申請者) 相模原市長	防鹿柵設置	(許可日) R7. 12. 8 (予定期間) 許可日 ～ R8. 3. 31	【許可理由】 ○ 天然記念物ギフチョウの幼虫の食草であるカンアオイに対するシカの食害が顕著となっているため、指定地内のカンアオイ植生地周辺に防鹿柵を設置することが必要と判断される。 【許可条件】 ◆ 実施にあたっては、相模原市教育委員会職員（天然記念物担当）の立会いを求めること。
7	天然記念物 ギフチョウとその生息地 対象地) 相模原市緑区（旧藤野町全域） (所有者) 相模原市 (申請者) カンアオイを守る会 代表 佐藤文男	防鹿柵設置	(許可日) R7. 12. 9 (予定期間) 許可日 ～ R8. 3. 31	【許可理由】 ○ 天然記念物ギフチョウの幼虫の食草であるカンアオイに対するシカの食害が顕著となっているため、指定地内のカンアオイ植生地周辺に防鹿柵を設置することが必要と判断される。 【許可条件】 ◆ 実施にあたっては、相模原市教育委員会職員（天然記念物担当）の立会いを求めること。

8	天然記念物 勝福寺と八幡神社境内の樹叢 (対象地) 小田原市飯泉1161 (所有者) 宗教法人 勝福寺 代表役員 峯 孝雅 (申請者) 宗教法人 勝福寺 代表役員 峯 孝雅	剪定及び鳥雛の駆除	(許可日) R8. 5. 22 (予定期間) 許可日 ～ R9. 3. 31	【許可理由】 ○ サギによる糞害等被害対策のため、樹木高所の剪定及び枝打ちを行うもので、樹木の安全管理・維持管理上、やむを得ないものと判断される。 【許可条件】 ◆ 実施にあたっては、小田原市職員（天然記念物担当）の立会いを求めること。
9	天然記念物 大雄山杉林 (対象地) 南足柄市大雄町1157番地 (所有者) 宗教法人 大雄山最乗寺 代表役員 渡邊 剛 (申請者) 株式会社 あしがら森の会議 代表取締役 野口 洋	搬出間伐及び森林作業道作設	(許可日) R8. 5. 19 (予定期間) 許可日 ～ R13. 3. 31	【許可理由】 ○ 大雄山尾根北部の林分は戦後に植林された一斉単相林であり、光環境が悪く表土の流出が懸念されている。間伐木の残置や倒木の発生等、森林環境が不安定になっており、維持管理上、間伐等が必要と判断される。 【許可条件】 ◆ 実施にあたっては、南足柄市教育委員会委員（天然記念物担当）の立会いを求めること。
10	天然記念物 漣痕（波調層） (対象地) 三浦市海外町3958地先岩礁 (所有者) 東部漁港事務所 (申請者) 個人	穿孔貝のサンプリング	(許可日) R8. 6. 15 (予定期間) 許可日 ～ R8. 7. 16	【許可理由】 ○ 漣痕（波調層）において、東部の露頭部分に残存する穿孔貝を採取し、その年代測定により関東地震の地震発生周期を解明しようとするものである。貝の採取のみであり、天然記念物の保存に及ぼす影響は軽微であると判断される。 【許可条件】 ◆ 実施にあたっては、三浦市職員（文化担当）の立会いを求めること。
11	重要文化財（建造物） 神奈川県立図書館 (対象地) 横浜市西区紅葉ヶ丘9-2 (所有者) 神奈川県 (申請者) 神奈川県知事	足場設置に伴うアンカー打設	(許可日) R8. 3. 31 (予定期間) R8. 4. 1 ～ R9. 6. 31	【許可理由】 ○ 改修工事（別途許可済み）において、工事中の安全性確保のため、足場固定のアンカーを打設するものである。工事の安全上、必要な措置であり、許可はやむを得ないものと判断される。 【許可条件】 ◆ 施工にあたっては、県教育委員会の指導に従い、必要に応じて立会いを求めること。